

事業用自動車の ASV装置装着車の購入に対し 補助金を交付します

国土交通省では、下記の装置を搭載した事業用の車両を購入する場合、下記の補助金額を上限としてASV装置の購入に係る総費用の2分の1の補助を行います。

補助申請の受付は平成26年1月31日までとなっておりますので早めに申請してください。詳細は裏面の各地方運輸局自動車技術安全部もしくは運輸支局にお問い合わせください。

なお、補助金総額に達した場合、受付期間内であっても補助金の不交付及び交付申請を受け付けないことがあります。

	補助対象装置	補助対象車種	補助金額
①	衝突被害軽減ブレーキ	・車両総重量8トン以上のトラック ・バス	上限 100,000円※
②	・ふらつき注意喚起装置 ・車線逸脱警報装置 ・車線維持支援制御装置	・車両総重量8トン以上のトラック ・バス ・タクシー	上限 50,000円※
③	車両横滑り時制動力・駆動力制御装置	・車両総重量8トン以上のトラック ・バス	上限 100,000円※

※同一車両に複数の装置を装着する場合には、1車両あたり上限150,000円

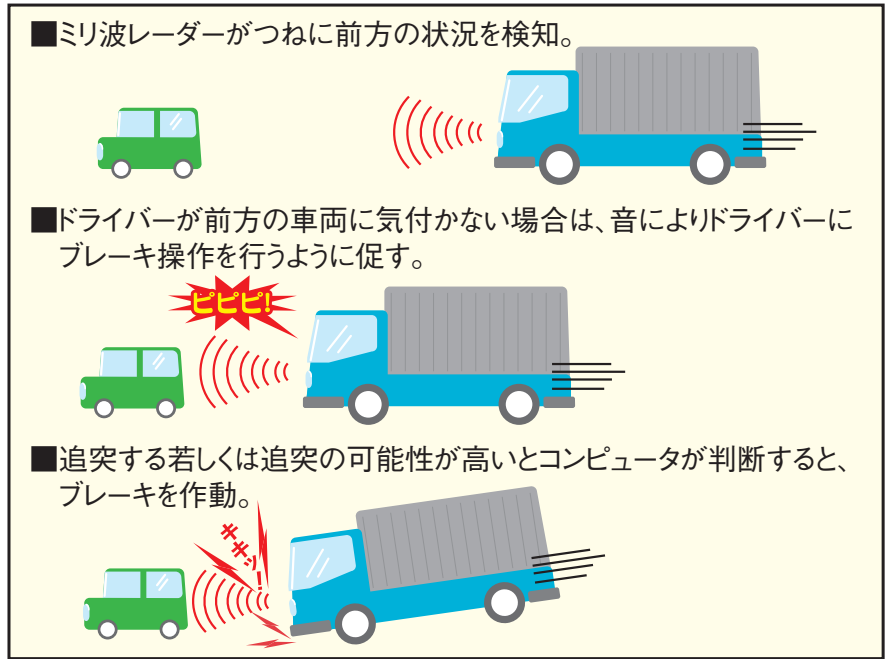


補助金申請に関する主な注意点

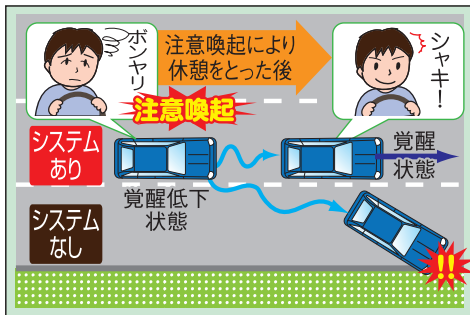
- ・本補助金の申請は、車両の登録の1ヶ月前までに行ってください。
- ・車両購入の際の支払い方法は、振込、現金又は小切手によるものを原則とします。(ローンなどによる支払いの場合は補助金の交付はされません。)
- ・②の装置のうち、同一車両に複数の装置を装着する場合には、最も金額の高い装置に対してのみ補助するものとします。
- ・車両納車の期限は、平成26年3月20日となっております。

衝突被害軽減ブレーキ

レーダーにより先行車との距離を常に検出し、危険な状況にあるかどうかを監視をします。追突の危険性が高まったら、まずは音などにより警報し、ドライバーにブレーキ操作を促します。それでもブレーキ操作をせず、追突する若しくは追突の可能性が高いと車両が判断した場合、システムにより自動的にブレーキをかけ、衝突時の速度を低く抑えるようにします。

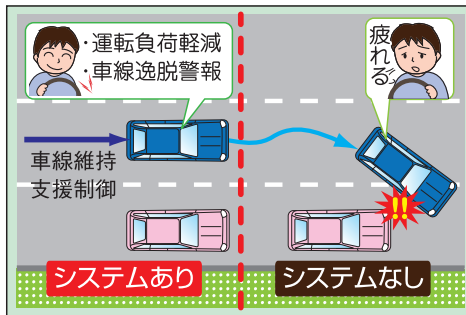


ふらつき注意喚起装置



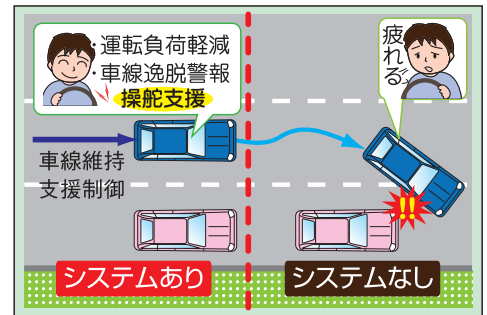
運転者の低覚醒状態や低覚醒状態に起因する挙動を検知し、運転者に注意を喚起するようにします。

車線逸脱警報装置



走行車線を認識し、車線から逸脱した場合あるいは逸脱しそうになった場合には、運転者が車線中央に戻す操作をするよう警報します。

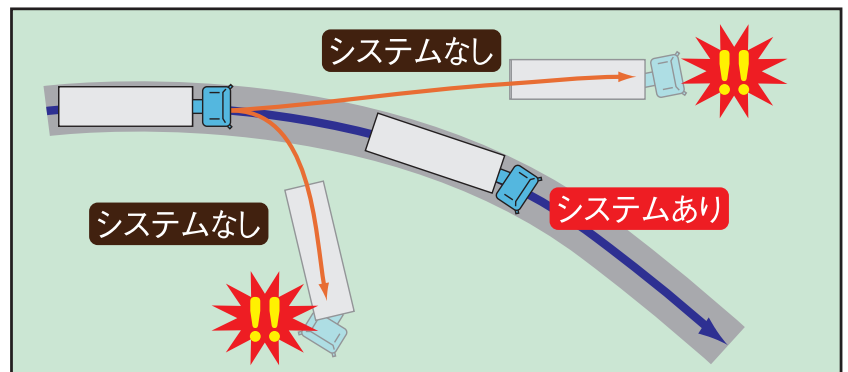
車線維持支援制御装置



走行車線を認識し、車線維持に必要な運転者の操舵力を軽減します。何らかの理由で車線から逸脱しそうになった場合には、運転者が車線中央に戻す操作をするよう警報します。

車両横滑り時制動力・駆動力制御装置

急激なハンドル操作などにより車両に不安定挙動が発生した場合、不安定挙動を抑制するようエンジン出力や制動力を制御します。



問い合わせ先

北海道運輸局	自動車技術安全部	技術課
東北運輸局	自動車技術安全部	技術課
北陸信越運輸局	自動車技術安全部	整備・保安課
関東運輸局	自動車技術安全部	保安・環境課
中部運輸局	自動車技術安全部	保安・環境課
近畿運輸局	自動車技術安全部	技術課
中国運輸局	自動車技術安全部	整備・保安課
四国運輸局	自動車技術安全部	技術課
九州運輸局	自動車技術安全部	保安・環境課
沖縄総合事務局	運輸部	陸上交通課

札幌市中央区大通西10丁目	札幌第2合同庁舎	☎011-290-2753
仙台市宮城野区鉄砲町1	仙台第4合同庁舎	☎022-791-7535
新潟市中央区美咲町1丁目2番1号	新潟美合同庁舎2号館	☎025-285-9155
横浜市中区北仲通5-57	横浜第二合同庁舎	☎045-211-7256
名古屋市中区三の丸2-2-1	名古屋合同庁舎第1号館	☎052-952-8044
大阪市中央区大手前4-1-76	大阪合同庁舎第4号館	☎06-6949-6452
広島市中区上八丁堀6-30	広島合同庁舎4号館	☎082-228-9142
高松市松島町1-17-33	高松第2地方合同庁舎	☎087-835-6370
福岡市博多区博多駅東2-11-1		☎092-472-2546
那覇市おもろまち2-1-1	那覇第2地方合同庁舎2号館	☎098-866-1836

なお、下記のホームページアドレスにも、ASV装置装着車の購入に対する補助金について掲載されております。あわせてご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/jidosh/a/zen/01asv/esc_25.html